

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について

資料3-1

(1) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)とは

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる制度です。令和8年度より子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として全国の自治体で実施されます。

対 象	6か月から満3歳未満で保育所等に通っていないこども
利用可能時間	こども1人当たり月 10 時間を上限
実施場所	保育所、認定こども園、小規模保育事業所等(市の認可及び確認を受けた施設)

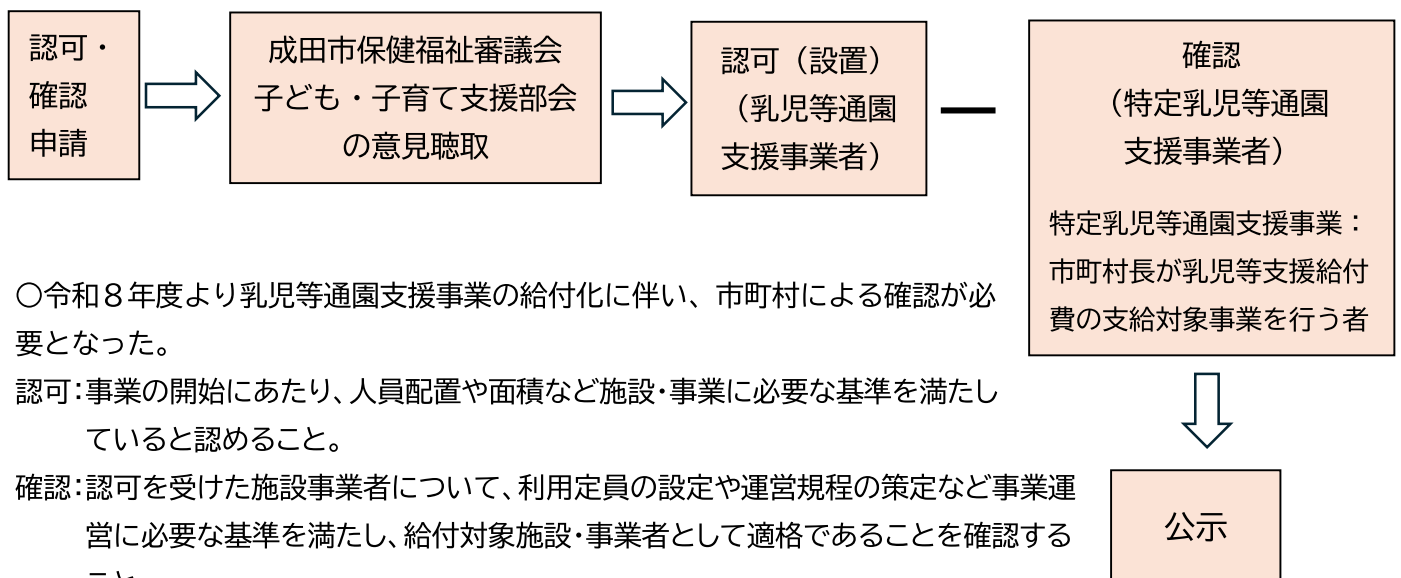
(2) こども誰でも通園制度比較表

	令和7年度	令和8年度
法令上の位置づけ 子ども・子育て支援法	地域子ども・子育て支援事業 (法第 59 条第 1 項、同法附則第 29 条(経過措置))	新たな給付(R8.4.1 施行): 乳児等のための支援給付 (法第 30 条の 12~第 30 条の 21)
目的	こどもの成長の観点から、 「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」	
対象者	保育所等に通っていない 6ヶ月以上満3歳未満 市民	保育所等に通っていない 6ヶ月以上満3歳未満 市外の人也可
運営費に係る補助	補助金 1,300 円/時間(0 歳児) 1,100 円/時間(1 歳児) 900 円/時間(2 歳児)	公定価格 1,700 円/時間(0 歳児) 1,400 円/時間(1 歳児) 1,400 円/時間(2 歳児) ※上記の基本分単価の他に加算有
負担割合	国 3/4 県一 市 1/4	国 3/4 県 1/8 市 1/8
利用料(公立園)	200 円/時間 ※1 時間単位で利用	300 円/時間 ※30 分単位で利用
給食・おやつ提供(公立園)	無	有:昼食 220 円・おやつ 60 円
実施施設	<公立園>3園 ・長沼保育園 ・小御門保育園 ・赤坂保育園 <私立園>5園 ・はくと幼稚園 ・キートスチャイルドケア美郷台 (本園・分園) ・キートスチャイルドケア公津の杜 ・キートスベビーケア公津の杜	<公立園>3園 ・長沼保育園 ・小御門保育園 ・赤坂保育園 <私立園>3園 ・はくと幼稚園 ・ことり保育園スカイタウン園 ・わくわく保育園久住園

(3) 実施事業者について

対象施設	保育所、認定こども園、小規模保育事業所等、認可基準を満たす施設
認可・確認	児童福祉法に基づく「認可」と子ども・子育て支援法に基づく「確認」が必要
実施方法	一般型 : 施設の利用定員と関係なく、定員を設定し乳幼児を受け入れる方法 余裕活用品型 : 施設を利用する児童の数が施設の利用定員に達しない場合に、利用定員の範囲内で乳幼児を受け入れる方法
施設の基準	設備及び運営に関する基準については条例で定める。 一般型 : 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる場合の部屋の面積は、乳児室1人につき1.65㎡以上、ほふく室1人につき3.3㎡以上 満2歳以上の幼児を利用させる場合は、保育室又は遊戯室の面積は1人につき1.98㎡以上 余裕活用品型 : 保育所等の各施設又は事業の基準による
人員配置基準	一般型 : 乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者等を配置(0歳3:1、1・2歳6:1)。そのうち保育士を2分の1以上とする(保育従事者の数は2人を下ることができない)。保育士以外の保育従事者は研修(子育て支援員研修又は家庭的保育者基礎研修と同様の研修)を修了した者とする。 余裕活用品型 : 保育所等の各施設又は事業の基準による

(4) 認可・確認の手の流れ



○令和8年度より乳児等通園支援事業の給付化に伴い、市町村による確認が必要となった。

認可:事業の開始にあたり、人員配置や面積など施設・事業に必要な基準を満たしていることを認めること。

確認:認可を受けた施設事業者について、利用定員の設定や運営規程の策定など事業運営に必要な基準を満たし、給付対象施設・事業者として適格であることを確認すること。

○確認の申請は、認可の後に行うものであるが、準備行為として認可の申請と同時に確認の申請書類を受け付けることにより、事務の簡略化を行うことを想定している。

<児童福祉法>

第34条の15

- ① 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。
- ② 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。
- ③ 市町村長は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業に関する前項の認可の申請があったときは、次条第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準(当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、第四号に掲げる基準に限る。)によつて、その申請を審査しなければならない。
(省略)
- ④ 市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

<子ども・子育て支援法>

第54条の2

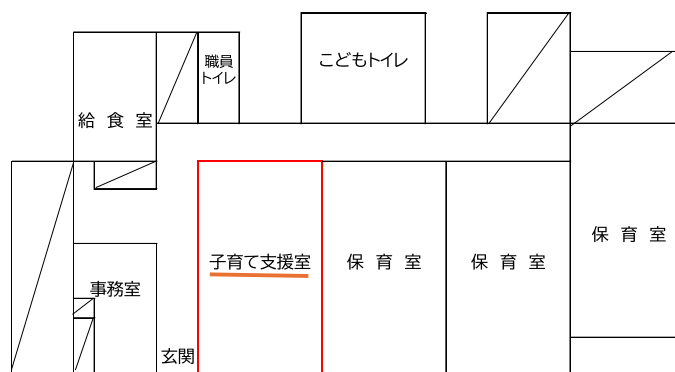
- ① 乳児等通園支援を行う者は、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の市町村長の確認を受けることができる。
- ② 前項の確認は、内閣府令で定めるところにより、乳児等通園支援を行う者の申請により、乳児等通園支援事業所(乳児等通園支援を行う事業所をいう。第五十五条第二項第一号及び第二号並びに第五十六条第一項において同じ。)ごとに、支給対象小学校就学前子どもに係る乳児等通園支援の利用定員を定めて、市町村長が行う。
- ③ 市町村長は、前項の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

令和8年度 乳児等通園支援事業の実施について

令和8年度は、次のとおり、公立保育園3園、私立認定こども園・小規模保育事業所で実施する予定です。

施設の名称	長沼保育園／公立保育園
所在地	長沼495-3
設置者	成田市長
事業区分	一般型
乳児等通園支援事業の定員(予定)	12人

子育て支援室(48㎡)で実施



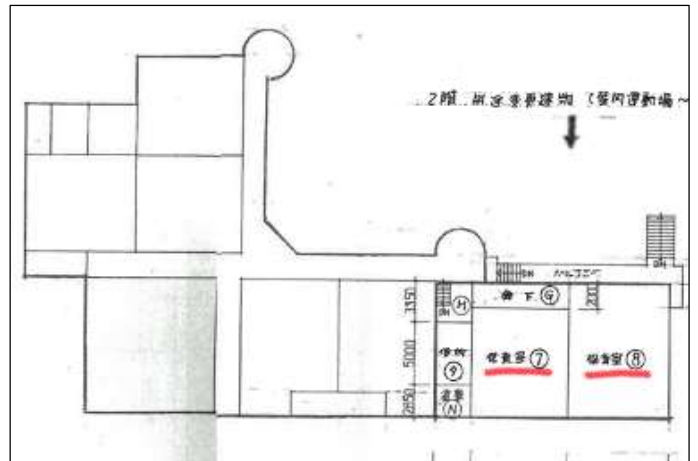
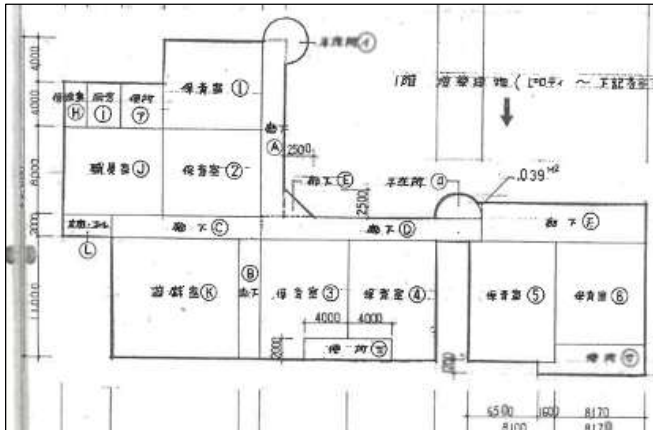
施設の名称	小御門保育園／公立保育園			
所在地	名古屋1144-1			
設置者	成田市長			
事業区分	余裕活用型			
乳児等通園支援事業の定員(予定)	利用定員の範囲内			
利用定員	0歳	1-2歳	合計	利用定員の空枠
	4人	14人	18人	6人
在籍児童予定数(R8.4)	1人	11人	12人	

施設の名称	赤坂保育園／公立保育園			
所在地	赤坂2-1-1			
設置者	成田市長			
事業区分	余裕活用型			
乳児等通園支援事業の定員(予定)	利用定員の範囲内			
利用定員	0歳	1-2歳	合計	利用定員の空枠
	10人	20人	30人	3人
在籍児童予定数(R8.4)	7人	20人	27人	

施設の名称	はくと幼稚園／私立認定こども園
所在地	吾妻3-51
設置者	学校法人杉田学園
事業区分	一般型
乳児等通園支援事業の定員(予定)	6人

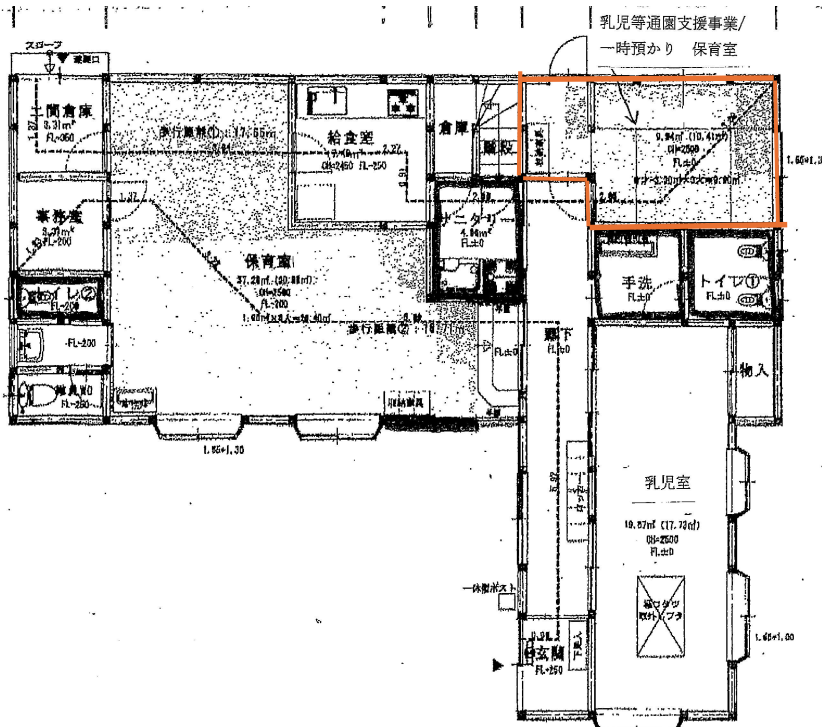
<1階>

<2階>保育室(89.87㎡)で実施



施設の名称	わくわく保育園久住園／私立小規模保育事業所
所在地	久住中央4-21-10
設置者	SOU キッズケア株式会社
事業区分	一般型
乳児等通園支援事業の定員(予定)	3人

保育室(10.48㎡)で実施予定



施設の名称	ことり保育園スカイタウン園／私立小規模保育事業所			
所在地	花崎町 828-11 スカイタウン成田 203			
設置者	株式会社 give&give			
事業区分	余裕活用型			
乳児等通園支援 事業の定員(予定)	利用定員の範囲内			
利用定員	0歳	1-2歳	合計	利用定員の空枠
	3人	13人	16人	3人
在籍児童予定数(R8.4)	3人	10人	13人	